

審査基準

基準の名称	職業訓練法人の定款・寄附行為の変更の認可基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
職業能力開発促進法	39 - 1	職業訓練法人の定款・寄附行為の変更の認可
基準の内容		
<p>1 認可の申請書には次の事項を記載した書面を添付していること。(同法施行規則第51条)</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 変更の内容及び理由(2) 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことの証明(変更を議決した総会又は理事会の議事録) この場合、新たに認定職業訓練のための施設を設置するための変更であればさらに次の事項の書面を添付していること。(3) 法第24条第1項の認定を受けようとする職業訓練及び訓練課程の種類、訓練科の名称並びにその訓練生の数(4) 設置しようとする認定職業訓練のための施設及び設備の概要並びにその施設の長となるべき者の氏名及び履歴(5) 定款又は寄附行為の変更後2年間の業務計画及びこれに伴う予算 また、法第33条各号のいずれかに掲げる業務を新たに行うための変更であれば(1)(2)及び(5)の事項の書面を添付していること。 <p>2 業務の拡張又は附帯業務の運営を行う場合は、認定職業訓練の内容の低下を来さないこと。 (昭和44年10月1日付訓発第248号)</p>		